

平成 16 年 1 月 9 日

各 位

兵 庫 県 尼 崎 市 東 難 波 町 五 丁 目 6 番 9 号  
会 社 名 フ ァ ー ス ト 住 建 株 式 会 社  
代 表 者 の 役 職 名 代 表 取 締 役 社 長 中 島 雄 司  
(コード番号：8917)  
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 伊 丹 千 穂 子  
電 話 番 号 0 6 - 4 8 6 8 - 5 3 8 8 (代 表)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成16年1月9日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成16年1月29日開催予定の当社第5回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役および従業員の業績向上への意欲や士気を高め、企業価値の増大に資することならびに当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を発行する。

なお、ストックオプション目的で発行することから、以下の要領2.(4)に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は以下の要領2.(5)に定めるとおり時価を基準とした価額とする。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役および従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の取締役会決議の日の属する月の前月各日(取引の成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行の取締役会決議の日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の日とする。)を下回る場合は、新株予約権発行の取締役会決議の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式合併を行う場合、次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を含まない。)を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年1月30日から平成23年1月29日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りでない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他新株予約権の相続およびその他行使上の制限ならびに権利喪失に関する条件等の細目については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が権利を行使する前に、(7)に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

以上